



市立保育園利用の保護者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎

(公印省略)

小金井市立保育園の今後の運営について

日頃より、当市の保育行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げますとともに、市立保育園での感染症対策につきまして、保護者の皆さまのご協力に深く感謝を申し上げる次第です。

さて、市では、この度、現在在園されている児童の皆さまの卒園までの在園を保障しつつ、今後の市立保育園の運営について、施設が老朽化している下記の3園（以下、「対象園」という。）を段階的に縮小する「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」（以下、「見直し案」という。）を定めました。

本来であれば、この見直し案について、保護者の皆さまに対する説明会などを開催すべきところではありますが、現在、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されている状況を考慮し、別紙資料を全ての市立保育園の保護者の皆さまにご配布させていただきます。

なお、本件に係るご意見・ご質問等がございましたら、別添の意見シート又はWEBメールでご提出いただけますので、下記の期限までにご提出をお願いいたします。

いただいたご質問につきましては、後日、市ホームページにて、9月上旬を目途に回答を公表させていただきます。

併せて、市ホームページでは、今回配布させていただいた資料を含め、関連する資料につきましても近日中に公開をする予定ですので、ご覧いただければ幸いです。

今後、緊急事態宣言が解除された段階で、改めて対象園の保護者の皆さまを対象に、説明会を実施したいと考えております。

市立保育園をご利用の皆さまには、見直し案に基づく取組につきまして、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象園等

対象園	廃止時期
くりのみ保育園 さくら保育園	現在在園している児童全員が卒園となる令和8年度末で施設を廃止する予定です。
わかたけ保育園	時期については未定です。

2 意見等の提出期限

令和3年8月14日（土曜日）

新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）

1 現状

保育業務の総合的な見直しについては、厳しい財政状況の中、小金井市民全体の市民サービスの維持・向上を図るための財源確保の観点から、平成9年9月に策定された「小金井市行財政改革大綱」において、一部の園での看護師の非常勤化や栄養士の各園配置を見直しする考え方とともに、あわせて民間委託や公共的団体等の活用の検討について明記された。

その後、社会経済情勢は更に大きく変化し、また保育行政においても、子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年度）、幼児教育・保育の無償化の導入（令和元年10月）など、様々な変化・変遷を経て、現在に至っている。

このような中、本市の保育業務の総合的な見直しに係る現状は、令和4年4月に公立保育園5園中2園を民営化するという方針を持ち、公立保育園運営協議会において、保護者への説明・協議を行うべく協議しているところ、公立保育園民営化（保育業務の総合的な見直し）は進めるべき課題であるとの認識の下、あらゆる可能性を排除せず、スケジュール等必要な見直しを行うこととなっている。

その一方で、本市の保育を利用する全ての子どもたちのため、安全かつ安心な保育環境を整えつつ、待機児童の解消、保育サービスの拡充及び保育の質の維持・向上を行っていくためには、全市的な視点での保育施策の見直しが急務となっている。

2 保育全体の課題

(1) 待機児童（保育の量に関する課題）

市はこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、待機児童の解消に向け保育定員（認証保育所を含む。）の拡充に努め、平成26年4月の1,741人から、令和3年4月時点で3,688人となり、定員数は7年間で約2.1倍の拡充を行ったところである。これにより、平成26年4月時点で257人まで増加した待機児童数は、令和3年4月時点（速報値）で41人まで減少した。

依然として解消には至らず、希望するにもかかわらず、入所できない待機児童の解消（特に1歳児対策）は、引き続き課題ではあるものの、この間の未就学児人口、特に0歳児人口が減少傾向にあることや、令和3年4月時点で市内認可保

育所及び小規模保育所（特定地域型保育事業）において0歳児に51人の空きが生じたこと、さらに令和4年4月に4園の新規開設（0歳～5歳で計267人の保育定員増）を予定していることから、保育の量に係る課題は解消に向かっていると見える。加えて、令和3年5月に策定された「人口ビジョン（令和3年（2021年）から令和42年（2060年）までの期間で推計）」では、年少人口は令和7年をピークにその後は減少に転じることが予測されている。

一方、待機児童の減少とともに、市内認可保育所における空き定員数が増加している。待機児童が解消に向かっている他団体においても、希望のアンマッチによって同様の状況が発生しており、保育定員数の安定的な確保の観点や民間の撤退等のリスクを回避するため、保育定員の適正化が新たな課題となってきた。

(2) 保育ニーズの多様化

就労形態の多様化等に伴い、延長保育や一時保育、休日保育など、より多様な保育ニーズへの対応が必要となっているほか、特別な支援が必要な子ども・家庭への支援など、多様な施策の充実が求められている。

市において、これらのニーズに応えるため、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を着実に推進していくことが求められる。

(3) 保育の質

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートを皮切りに、企業主導型保育事業の創設や、認可外保育施設も一部対象とされる幼児教育・保育の無償化制度の導入などにより、保育事業の多様化と運営主体の多元化は更に進んでいる。

このような中、子どもの最善の利益を最優先するためには、「保育の質」の維持・向上が必要である。市では、こうした認識の下、令和3年3月に「小金井市すこやか保育ビジョン」（以下「すこやか」という。）を策定し、「保育の質のガイドライン」の活用をはじめとする今後取り組むべき保育施策の方向性を示したところであるが、それらに対応していくためには、まだまだ多くの施策・事業の構築・実施が必要となっている。

(4) 市の財政状況と保育園予算

本市の財政状況は、依然として厳しい状況が続いており、今後コロナ禍による市税収入の減少が見込まれる中、限られた財源を市民全体にとって、いかに有効かつ有益に活用するかが、引き続き大きな課題となっている。

公立保育園に係る経費は、国の三位一体改革によって一般財源化されたことにより、実質、公立保育園と民間保育園とで、国や東京都が負担・補助等する額に大きな差が生じることとなった。本市においては、このような中であっても、公立保育園での保育水準を下げることなく、特別な配慮を必要とする児童の受入れをはじめ、地域の子育て支援などに積極的に取り組むとともに、民間保育園の協力の下、本市の保育水準の向上に努めてきたところである。

しかしながら、待機児童解消のための新規園の開設等による施設整備及び運営に係る経費の増や、昨今の保育士不足を解消するための保育士の処遇改善等による扶助費の増など、保育に係る予算は急速に増大しており、さらには、「すこやか」で示した「保育の質のガイドライン」の活用と、今後の保育施策の方向性に向けて取り組んでいくためには、更なる財政負担が見込まれる。

3 現状と課題を踏まえて

市では、これらの現状と課題を踏まえ、令和3年3月に「すこやか」を策定し、その中で、「今後の保育施策の方向性」について示したところであるが、その策定過程において、保育所の役割という点では、国の保育所保育指針にも公民で別の記載はないことから公民に違いはないことが確認された。また、公立保育園として役割を切り出すのではなく、市役所の組織の一部として、市の役割を担う立場にあることも確認されたところである。

その上で、今後の保育施策の方向性を実現するために、市の役割について、以下のとおり明記した。

- ① 保育の実施主体との立場から、必要な保育サービスの量の確保はもとより、子どもの最善の利益を保障するために、率先して市内の保育の質の維持・向上を図ること。
- ② 本ビジョンの実現・推進に向けて、必要な予算の確保や体制の整備等に努めること。
- ③ 本ビジョンについて、社会情勢の変化等も踏まえながら、必要に応じて、見直しを行うこと。
- ④ 市全体の保育の充実及び質の維持・向上に資する新たな施策や事業の実現に積極的に取り組むこと。

市はこれまで、保育ニーズに対応するため、公立保育園の果たすべき役割を果たすとともに、限られた市の資源（人材・財源等）を活用し取り組んでいくため、公

立保育園の民営化を行うという方針を掲げていたところであるが、これまでの経緯を十分踏まえ、今後は、市の役割を軸として、市（公立保育園を含む。）として限られた資源（人材・財源等）を活用しながら、今後の保育施策の方向性の実現に努めていく必要がある。

4 公立保育園における課題

(1) 人材確保の課題

待機児童解消のため、ここ10年で全国的に保育園が急増したことに伴い、公設・民設を問わず保育士確保が困難となっており、その傾向は都市部がより顕著である。一方、かねてから課題となっていた保育士の処遇改善が国や都の施策によって、特に給料面等での処遇の改善が図られることとなったが、その対象から公立保育園は除外されることから、公立保育園における保育士等の人材確保は更に厳しい状況となっている。

(2) 施設（建物）の課題

公立保育園5園中3園は、築年数が約50年を超えていることから、建物自体の老朽化はもちろんのこと、保育環境を整えるための大前提となる給排水や空調設備等の老朽化も進んでいる。これらの不具合や故障による修繕や取替え工事など、維持管理に係る経費も大きな課題となっており、このまま建物の安全性を確保しつつ現状の建物のままで使用し続けることは、困難な状況となっている。

市は、公立保育園運営者として、子どもたちの命を守り、安全で安心な保育を続けることはもちろんのこと、良質な保育を実施することは、何よりも優先すべきことであり、公共施設総合管理計画では、公立保育園を建て替える方向性はなく、個別施設計画においては、くりのみ保育園は「検討」との記載となっている。

令和3年1月現在

	くりのみ	わかたけ	小金井	さくら	けやき
建築年度	S43年	S44年	S58年	S47年	H25年
築年数	53年	52年	38年	49年	7年

また、経費面での課題もある。私立保育園の新設については、今後の待機児童の状況により、その制度が変化していく可能性はあるものの、令和2年度において国及び都の補助制度を活用した場合、市の負担は対象経費の1/16の負担である一方、公立保育園の建て替えについては、国及び都の補助制度がないため、その全てを市財政（一般財源）から捻出する必要がある。

参考までに、平成25年度に移転・建て替えを行った市立けやき保育園の移転・建て替えに要した経費は、概算で約4.5億円（本園は市立けやき保育園と児童発達支援センターとの合築であり、総工事費は概算で約9.4億円であった。双方の施設の面積比率が「保育園60：センター40」であることと、けやき保育園（140人定員）とくりのみ・さくら保育園（113人定員）を勘案し、按分により算出した。）だったことから、国及び都の補助制度がないまま建て替え事業を行うことは、将来的にも困難と言わざるを得ない。

(3) 運営経費の課題

公立保育園運営に係る経費の課題については、私立保育園の運営費に係る公費（国・都・市の合計）の負担割合が「国1/2・都及び市1/4」であるのに対し、公立保育園の場合は、国や都からの負担がなく、全て市財政（市税と保育料）で賄う必要がある。さらに、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで徴収していた保育料のうち3～5歳児分について公費で賄うこととなったが、その負担割合の考え方は運営費に準じているため、公立保育園分については、全額市負担となり、更なる負担増となっている。

令和元年度決算において、児童一人当たりの費用は公立よりも私立の方が高い状況ではあるが、前述の国及び都の負担の違いにより、公立保育園の市の実負担額は、私立保育園の約1.6倍に相当する。

【令和元年度決算】

区分	児童一人当たり費用	市の負担割合	市の実負担額
私立保育園	2,085,489円	47.40%	988,459円
公立保育園	2,078,362円	77.39%	1,609,270円

言うまでもなく、運営経費はすなわちランニングコストであり、施設を運営し続ける限り財政負担を回避する術はなく、この点が課題をより深刻化させている理由となっている。

5 新たな見直し方針策定に当たって

市ではこれまで、市民サービスの維持・向上、また保育サービスの拡充を行うため、公立保育園の運営方式の見直し・検討、また調整・協議を行い、これまでに20年以上の年月を費やしてきた。この間、社会経済情勢は大きく変化し、公立保育園に係る特定財源の大幅な減少や施設の老朽化が表面化する中であっても、安全で安心な保育の実施に努めてきたところである。

そのような中、「すこやか」（保育の質のガイドラインを含む。）の策定や、継続的に取り組んできた保育定員の拡充による待機児童数の大幅な減少など、保育の質の維持・向上及び量の拡充に努め、保育施策の充実に向けての環境が整いつつある。

また、市内全域の保育の実施主体である本市は、同時に公立保育園の設置・運営主体であり、公立保育園の現状及び課題に対しては、将来を見据え全市的な視点を踏まえて対応をしていく必要があり、このような背景を踏まえ、保育業務の総合的な見直しに係るあらゆる可能性について検討を重ねてきた。

その中でも、安全安心な保育の実施は、全ての保育施設で大前提となる共通項であり、日々、子どもたちの気持ちに寄り添い、保育を行っている保育士が一斉に変わるという大きな環境の変化を避ける工夫を考慮しながら、新たな方針を決定することが極めて重要である。このため、従来の民営化方針を改め、運営者や保育士が一斉に変わることなく、募集数を段階的に縮小することで、当該公立保育園に通う児童が卒園するまで在園することを保障することができる廃園方式に転換する。

6 新たな見直し方針

- (1) 園舎が老朽化する公立保育園3園（くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園）については、将来にわたって安全安心かつ良質な保育の実施が困難であるため、当該園に通う児童の在園を卒園まで保障できるよう、毎年の募集において、0歳から順次、募集を止め、在園児童全員が卒園する年度をもって廃園することとする。
- (2) 当該3園分に相当する保育定員の確保については、今後の待機児童の状況も十分踏まえながら、必要に応じて私立保育園（認可保育所）の整備又は定員拡充によって補う。
- (3) 当該3園の段階的縮小時期については、保育ニーズや施設老朽化の状況等も鑑み、以下のとおりとする。
 - ア くりのみ保育園及びさくら保育園については、令和8年度末（令和9年3月31日）をもって段階的縮小を完了するものとする。
 - イ わかたけ保育園については、今後の社会情勢や、2園の段階的縮小の状況及び市内保育ニーズの状況等を踏まえつつ、今後決定することとする。
- (4) 公立保育園が実施する保育サービスは、保育定員数を除き、原則として縮小しない。
- (5) 職員体制及びサービス拡充については、当初のくりのみ保育園及びさくら保育

園民営化後を基本とする。

(6) 段階的縮小期間の対応については、以下を基本とする。

ア 廃園するまでの間に対象2園の園児が転園する際、必要な配慮を行う。

イ 職員体制については、児童定員を踏まえつつ保育に支障がないよう配置する。

ウ 募集を止めていない月齢（クラス）が定員まで空きが生じている場合は、待機児童数及び市内保育定員の空き状況等を勘案しながら、募集の可否及び募集人数を決定する（特別支援保育枠も同様）。

(7) サービスの拡充については、以下を基本とする。

ア 従前の2園民営化時のメニューを基本としつつ、「すこやか」も踏まえながら、今後検討の上、段階的に実施していく。

イ 可能な限り、廃園年度よりも前から試行を含めて段階的に実施する。

(8) その他必要な事項については、引き続き検討していくこととする。

7 廃園に伴う財政効果試算

廃園に伴う財政効果について、当初の2園民営化後の職員体制等を基本に、以下のとおり試算を行った。

(1) 正規職員数91人（▲27人）の配置（サービス拡充要員を含む。）を基本とする。

(2) 財政効果は、概算で一般財源負担ベースでの比較は以下のとおり

ア ランニングコストのみの比較 ▲3.4億円

イ 10年間の経費（累計）比較 ▲30.2億円（令和4～13年）

※ 廃園後のサービス拡充分（人件費）を含んで比較している。

※ 5園維持（10年間）経費には、築60年を目途にくりのみ保育園及びさくら保育園を建て替える費用（ただし、旧園舎解体・仮園舎建設及び解体・仮園舎用地借用費用を除く。）を算入している。

(参 考)

保育業務の総合的な見直しに係る方針変更 従前従後比較

区 分		変 更 前	変 更 後
1 手 法		民営化（民間移譲）	段階的縮小（廃園）
2 所要期間		最短2年 (事業者選定1年+引継ぎ1年)	5年 (段階的に募集を止める。)
3 対象園数		3園	同 左
4 対 象 園		くりのみ保育園、わかたけ 保育園、さくら保育園	同 左
5 実施(完了) 時期(*1)	くりのみ ・さくら	令和4年4月から民営化	令和8年度末(令和9年 3月31日)で廃園
	わかたけ	今後、検討・協議	同 左
6 2園実施後の職員数 (*1)		(正規) 118人⇒91人 (保73・看4・栄4・給10=91)	同 左 (ただし、退職による補正有り)
7 財政効果 (*1*2)	ランニング コ ス ト	▲1. 2億円	▲3. 4億円
	10年間	▲15. 7億円	▲30. 2億円
8 サービス拡充		① 障がい児保育の拡大及 びアレルギーのある児童 に対する対応 ② 入園している要保護児 童及び入園児童が要支援 家庭の場合の同家庭への 対応 ③ 民間保育所等に対する 対応 ④ 地域子育て支援機能の 充実	同左を基本とする。

注) *1 : 今後の職員団体との交渉等、外的要因により変更があり得る。

*2 : 「変更前」の財政効果については、職員人件費単価等の基礎数値が現状と異なるため、最新の情報にて再計算しているため、当時示した額とは異なる。

